平成２１年（フ）第１１９３号
仙台市宮城野区福室５丁目23番14―406号
債務者　櫻井　怜子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４１９号
茨城県桜川市久原429番地
債務者　斉川三世子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４６３号
水戸市八幡町７番13―302号　シャトー水戸
債務者　大和田信子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４６８号
水戸市見川２丁目337番地の４
債務者　田中由香里
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４６９号
茨城県笠間市安居2884番地９シーケル社員寮B103
債務者　城口　京子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４７４号
水戸市袴塚１丁目５番42号　ますやハイツ101号、旧住所茨城県常陸大宮市田子内町3208番地の８
債務者　会澤　忠将
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４７７号
茨城県小美玉市竹原1776番地２
債務者　原田　博文
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４７８号
茨城県北茨城市中郷町石岡1056番地
債務者　大塚　勝博
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４９３号
水戸市見川町2581番地の４　市営緑岡第２住宅６棟３－２号
債務者　平川美由起
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４９４号
水戸市新荘３丁目３番11号
債務者　眞鍋達二郎
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５２８号
川崎市宮前区菅生６丁目６番14号　サマックス・マ・メゾン202
債務者　阿部　孝志
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
福井県敦賀市松栄町10番３―306号
債務者　伊原　正明
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第４３１号
岐阜市芥見南山１丁目５番19号
債務者　吾郷友佳里（旧姓美濃島）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４３５号
岐阜市本町５丁目23番地松尾ビル202号室
債務者　小野　博示
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４６８号
岐阜市福富笠海道79番地６
債務者　中村　悦子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４７８号
岐阜県各務原市三井東町４丁目30番地３
債務者　森　　正俊
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４７９号
岐阜県各務原市那加桐野外二ケ所大字入会地８番地194各務野ハイツⅡ401
債務者　森　　俊治
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５０１号
岐阜市三田洞東２丁目19番３－５号
債務者　幸野千津子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岐阜地方裁判所